

「経済産業省庁舎の管理・運営業務（令和5年度）」の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
1	4頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (1) ③ア	「本業務の契約期間開始前に現在業務を行う者から引継ぎを受ける際に要する費用」及び「本業務の契約期間が終了する際に本業務を引き継ぐものに対して引継ぎを行う際に要する費用」の両方について受注者の負担とされていますが、どちらか一方については引継ぎの相手の者が負担するという仕様に変更願います。	引継ぎに関わるもう一方の者も同様の負担を負っており、本業務の受託者と引継ぎの相手方で二重の費用負担となることが考えられるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ア. 本業務の契約期間が開始する前に、現在本業務を行っている者から、事前に十分な引継ぎを受けること。この引継ぎは業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。本引継ぎに関し、現在本業務を行っている者及び受注予定者が要する費用はそれぞれの者が負担するものとする。 (略)
2	5頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (1) ③イ	「本業務の契約期間開始前に現在業務を行う者から引継ぎを受ける際に要する費用」及び「本業務の契約期間が終了する際に本業務を引き継ぐものに対して引継ぎを行う際に要する費用」の両方について受注者の負担とされていますが、どちらか一方については引継ぎの相手の者が負担するという仕様に変更願います。	引継ぎに関わるもう一方の者も同様の負担を負っており、本業務の受託者と引継ぎの相手方で二重の費用負担となることが考えられるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 イ. 本業務の契約期間が終了する際、本業務を引き継ぐ者に対し、事前に十分な引継ぎを受けること。この引継ぎは、本業務を引き継ぐ者が決定次第速やかに開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。本引継ぎに関し、本業務を実施する者及び本業務を引き継ぐ者が要する費用はそれぞれの者が負担するものとする。 (略)
3	5頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (1) ③ウ	原状回復について、「経済産業省が認めたものを除く」等、通常の消耗は対象とならない旨追記ください。	原案では原状回復の範囲が明確に示されていないため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ウ. 本業務の契約期間が終了する際、本業務の遂行に当たり使用した設備については、原状回復をした上で経済産業省に引き渡すこと。ただし、経済産業省が認めた場合は、この限りではない。 また、受注者が本業務に供するために持ち込んだ設備・備品等については、すべて受注者の負担で撤去すること。
4	5頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (2) ①ア2) b	緊急事態が発生したが経済産業省庁舎が被災していない場合の「本業務の不備に起因した通信機器等の不具合」について、想定している事象をご教示ください。		り災時の通信機器については、災害情報を得る為等の重要機器を代表例としておりますが、本業務の不備（点検、保守等）が起因で設備等が使用できないこと等を想定しています。
5	6頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (2) ②	仕様書について「法令に反しない限り企画書において改善提案を行うことができる」と記載があるのに対し、次項目の③創意工夫の発揮可能性においては「現行基準レベルの質の確保」が求められているように見えますが、改善提案を行う際に求められる基準についてどのように解釈すべきでしょうか。		原案における基準レベルの質の確保をした上で、企画書において改善提案を行ってください。ただし、この改善提案は法令に反しないものとしてください。
6	6頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (2) ③ア	当該項目では「現行基準レベルの質」が求められているように読み取れますが、P5(2)①では現行基準とは違った形で本業務で求められる「質」が定義づけられ、その達成が求められています。本業務で求められる「質」はP5(2)①で定義づけられるものと解釈してよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
7	6頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (3)	「業務の実施状況及び質の状況を確認したうえで対価を支払う」とありますが、「業務の実施状況」のみに変更願います。	本仕様書における「質」の内容が曖昧であるため。	原案のとおりとします。 「質」については、5Pの(2)に達成すべき質（基準レベル）が規定されています。これらに規定される「質」に加えて、企画書において「質」に関する改善提案がなされている場合には当該提案の実施により「質」が確保されているかを、当者の検査職員が確認することになります。
8	6頁	仕様書総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (3)	「業務の実施状況及び質の状況を確認したうえで対価を支払う」とありますが、この確認は毎月行うという認識でしょうか。もし毎月であれば、緩和願います。	他施設におけるモニタリング等は年1、2回程度が多いため。	原案のとおりとします。 毎月、検査職員が前月分の実施状況等の検査を行い合格した後に、前月分の業務に係る対価をお支払いすることになるため、毎月の確認が必要となります。
9	7頁	仕様書総則 2. 実施期間に関する事項	実施期間について、具体的な新・旧事業者同士の引き渡し時刻についてご教示ください。		令和5年3月31日24:00までが旧事業者となり、令和5年4月1日0:00から新事業者となります。
10	7頁	仕様書総則 3. 入札参加資格に関する事項 (3)	18行目の「入札実施地域～」の前に「単独・グループにかかわらず入札参加者の構成員すべてが」という文言を付加し21行目から始まる段落を削除することを提案致します。	18～20行目と21～24行目でほとんど同様の内容を記載しているため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、単独・グループにかかわらず入札参加者の構成員すべてが入札実施地域における「役務の提供等」（建物管理等各種保守管理）でA、B、C又はDの等級に格付されている者であること。 *なお書き以降削除。
11	9頁	仕様書総則 3. 入札参加資格に関する事項 (6)	「代表企業」の定義について追記願います。	定義の記載がないため。	御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 ③代表企業の権限 代表企業は、本業務の履行に関し、入札参加グループを代表して経済産業省及び施設管理担当者と折衝する権限及び自己の名義を持って契約代金の請求、受領並びに入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。
12	9頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (1)	スケジュールについて、「質問締切」から「質問への回答」までの期間を短縮し、「質問への回答」から「入札書類の受付期限」までの期間及び「入札」から「契約締結」までの期間を延長願います。	応募企業が質問回答を確認してから入札書類に回答内容を反映させるための期間が短いため。また、入札・開札により決定した受注者が実際に配置する要員を確保するための期間が短い。	原案のとおりとします。 ただし、頂いた御意見については将来の事業の入札スケジュールを検討する上で、政府調達に関するルールを踏まえつつ、参考とさせていただきます。
13	10頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (2) ②イ	【様式2】に業務ごとに過去の実績について記載することとありますが、具体例等を仕様書内に提示願います。	現状の仕様書のままでは業務内容の書き方等について各社でばらつきが出るのが考えられます。	原案のとおりとします。 業務ごとに過去の実績については、加項目になりますので、評価者におわかりやすく記載してください。例えば、業務名：〇〇省庁舎管理運営業務 発注者：〇〇省 時期：S〇年〇月〇日～H〇年〇月〇日 業務内容：設備管理全般 延床面積：〇〇〇、〇〇〇㎡と記載してください。
14	10頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (2) ②イ	「直近3年間の実績を中心に記載する」の「中心に」という語句を削除することを提案します。	曖昧な表現であるため。	原案のとおりとします。 直近3年間の実績が無い場合は、それ以前の実績も評価対象にするものです。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
15	10頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (2) ②イ	直近3年間の中で解約された物件も過去の実績として記載することは可能でしょうか。		可能ですが、業務を行った実績（解約理由）を正確にご記載してください。
16	11頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (2) ②ケ	入札参加者は障害者雇用促進法に定められている障害者雇用率を満たすこと。	各企業では障害者雇用率を上げようとする努力をしているが、実態としては半数以下の企業でしか基準を満たしておりません。上述を必須項目とすると半数以上の企業が入札に参加できない事となります。	御意見を踏まえ、加点項目へ変更します。また、【様式10】の提出を任意とし以下のとおり修正します。 ケ. 障がい者雇用に関する資料【様式10】（任意） （略）
17	11頁	仕様書総則 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 (2) ③イ	各業務の業務責任者については、企画書提出段階では候補者の選出までとさせて頂きたく存じます。	配置予定者の急病、異動、退職等の予期せぬ事態が発生し業務責任者を変えなければならなくなる可能性もあるため。	企画書提出段階では候補者の選出までで結構です。ただし、候補者が変更となる場合、その代替者についても仕様書に規定される資格等を有することが求められるため、必要な情報等は事前に厚生企画室へ提出いただくこととなります。
18	12頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ① 5)	情報セキュリティについて、必須項目は削除し加点項目のみとして頂きたく存じます。	必須項目とするには審査基準が曖昧であり、また、P13加点項目に書かれている内容で足りると考えられるため。	原案のとおりとします。 情報セキュリティの確保は重要な項目となりますので、評価者が最低ラインに達していないと判断した事業者は入札に参加できないこととなります。その上で、優れた情報セキュリティの取組等について加点するものです。
19	12頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ① 6)	障がい者項目に関する項目は必須項目審査からは除外すべきと考えます。(別添1)	「令和3年障がい者雇用状況の集計結果」では、法定雇用達成企業は47%で過半数の企業が未達成であり、必須項目審査にするのは現実的でないと考えます。特に人材供給型事業では障がい者配置個所の仕様が必要となります。ご再考ください。	御意見を踏まえ、加点項目へ変更し以下のとおり修正します。 ① 必須項目審査（180点） （略） <削除> 【その他配慮事項】 6) 障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。） 7) 事業計画は環境に配慮したものとなっているか。 ② 加点項目審査（720点） （略） <追加> キ. 障がい者雇用（10点） 障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。） ク. （略 ※項番ずれのみ） ケ. （略 ※項番ずれのみ）
20	12頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ① 6)	必須項目審査の中に、障がい者雇用において法定雇用率を満たしていない場合失格とあるが、これは必須項目から外すべきと考えます。	ビルメンテナンス業務における障がい者雇用はかなり厳しいものがあり努力してもギリギリ達成できない企業が多いため。現に令和3年度の障がい者法定雇用達成企業の割合は47%（厚生労働省発表）であり、達成していない企業を失格とするのは非常に厳しい入札参加条件と考える。	同上
21	12頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ① 6)	障がい者雇用率について、加点項目に変更願います。また、期中で満たさなくなった場合の対応について記載願います。	本業務の内容に照らし、必須の事項とは言えないため。	同上
22	12頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ① 6)	「事業計画は環境に配慮したものであるか」という項目が必須項目となっていますが、加点項目に変更願います。	必須項目とするには審査基準が曖昧であるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり削除します。 <削除> ① 必須項目審査（180点） （略） 【その他配慮事項】 （略） 7) 事業計画は環境に配慮したものとなっているか。
23	16頁	仕様書総則 5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項 (1) ②ク	本評価基準について、撤廃するか今までの買上げ実績での評価として頂きたく存じます。また、大企業は3%、中小企業は1.5%という基準について、達成割合に応じて加点評価がなされるよう評価基準を変更願います。	昨今の社会情勢から先々の賃金上昇を確約できる企業は少ないため。また、買上げ割合に応じて加点を認めた方が企業の買上げを促すことができるため。	原案のとおりとします。 全庁統一の取組となっています。
24	18頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ①	管理・運営業務計画書について、「事業開始日までに」は「提出し」ではなく「合意を得なければならぬ」にかかっていると解釈してよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。 事業開始日前まで合意が必要です。
25	18頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ①	「管理・運営業務計画書に変更を生じた場合も同様」とありますが、この同様とは変更点について厚生企画室と協議・合意したうえで実際の変更を行うと解釈してよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。 変更前に合意が必要です。
26	18頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ①	報告書の提出方法について、メールやクラウド等の電子での作成・提出が可能であるという認識でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
27	18頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ②	厚生企画室の確認を受けたこと記録・確認方法については何かご指定ございますでしょうか。		受注者となった事業に対し、施設管理監督職員（監督職員）より指示等を行います。
28	18頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ②	各種報告書等について3月分については3月末日までに提出するという記載がございますが、他の月同様の対応として頂きたいと存じます。上記が難しければ暫定として3月25日までの記録を3月末日までに提出として頂けませんでしょうか。	本業務内には泊り業務も含まれており、どこまでを3月末日の業務とするかが明確ではないため。	原案のとおりとします。 なお、事業実施期間は、令和5年3月31日24:00までが旧受注者となり、令和5年4月1日0:00から新受注者となります。
29	19頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (1) ②	業務月報の提出日について、翌月5日ではなく月が変わって5営業日(開庁日)後までとして頂きたいと存じます。	月によっては月初に休日があり、業務月報をまとめる時間が確保できない可能性があるため。	原案のとおりとします。 当該日が休日の場合には、その直後の平日としています。
30	20頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (3) ①	「総括管理業務実施者を通して受領・指示を行うものとみなすことができる」という表現を、「当該個別業務実施者による受領・指示を総括管理業務実施者によるものとみなすことができる」という表現に変更願います。	分かりやすい表現にするため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ① 総括管理業務実施者を通じた報告、指示 (略) ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が総括管理業務実施者を兼任している場合は、当該個別業務実施事業者による受領・指示を総括管理業務実施者によるものとみなすことができる。
31	21頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (4) ⑤	本契約に関する情報の複製について、一定の閲覧制限をかけたクラウド内に管理し必要な範囲の情報を保管することは可能という解釈でよいでしょうか。		御認識のとおりです。
32	23頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (6) ⑦	本業務に関して作成した記録や書類は本業務の終了、又は中止後に貴省に引き渡さし貴省が保管する形に変更願います。	契約期間終了後は作成した記録や書類は貴省所有となるため。	原案のとおりとします。 本業務に関して作成した記録や書類は、受注者に対する会計検査院の現地検査の際に提出を求められることが想定される本業務に係る関係資料等となります。
33	23頁	仕様書総則 8. 受注者が、対象業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講ずべき措置に関する事項 (6) ⑧イ	「再委託先が単独または入札参加グループで本人札に参加しようとするものでないこと」という要件を撤廃願います。	設備によってはメーカーによる保守が必要となるものがあり、仮にそのメーカーが入札に参加してしまえば他社が入札に参加できなくなるといった事態が発生し得るため。	御意見を踏まえ、「また、受注者は、企画書の提出前に、再委託先が単独または入札参加グループで本人札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。」を削除します。
34	30頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第3 業務関係図書 2	「但し、緊急の対応に関しては作業後の提出でも良いものとする」という文言を追記願います。	緊急時の作業については作業届の提出を待つことができないため。	原案のとおりとします。 仕様書20P② 緊急時等における報告、指示の記載があります。
35	31頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第5 業務の実施 3	「作業等」が示す範囲をご教示願います。		主に建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、執務環境に当たることを言います。
36	32頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第6 緊急時の対応 1	緊急時の対応について 火災及び大規模災害その他緊急事態が発生した場合、技術員等は、直ちに被害の拡大防止を図るため適切に対応を行うこと、となっておりますが、具体的な対応策をご提示願います。	火災及び大規模災害その他緊急事態が発生時は、経済産業省の自衛消防隊の指揮のもと、それぞれが対応するのが本来のあり方との認識です。建築・建築設備管理業務は自衛消防隊に属していないのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。 具体的な対応策については、総合評価落札方式における加点評価項目となっておりますので、入札参加者が策定することとなります。
37	32頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第6 緊急時の対応 1	緊急時の対応について 業務実施者は、夜間または休日に首都直下地震等の非常災害が発生した場合、速やかに庁舎に参集できる体制を構築すること、となっておりますが、業務実施者のみで構築するのは不可能です。	徒歩圏内で経済産業省に参集出来る業務実施者は限られますので、公共交通機関等が復旧するまで本社要員や近隣管理所等の応援で対応するなど臨機応変に対応出来る体制に修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。 具体的な対応策については、総合評価落札方式における加点評価項目となっておりますので、入札参加者が策定することとなります。また、ここで言う業務実施者とは事業者（法人）全体を表し、具体的な業務への従事者（個人）ではございませんので、事業者（受注者全体）での対応について提案してください。
38	32頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第6 緊急時の対応 1	「技術員等」の「等」が示す範囲についてご教示願います。		「技術員等」は、技術員と作業員を含めます。
39	32頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第9 資料の作成及び保管 1 (2)	台帳の「作成」ではなく台帳の「更新」に変更願います。	既存の台帳がすでにあり、新たに作成する必要が薄いと考えられるため。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 第9 資料の作成及び保管等 1 保全業務関係資料の作成・保管等 (2) 設備機器用部品、工具、予備品等の出納、整理、保管及び台帳の更新・作成を行う。
40	32頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第9 資料の作成及び保管 2 (3)	設備機器等の点検及び保守の別途契約に伴う立会について日本契約応て対応可能な範囲のみとして頂けますでしょうか。	受注者が立ち会わなければならない範囲が限られていく可能性があるため。	原案のとおりとします。なお、平日の業務時間内の日常業務に支障なく行える立会いを想定しています。
41	33頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書第10 業務時間 1 (2)	深夜時間帯の空調運転について、あらかじめ運転日・時間を決定して頂けませんでしょうか。	労務上の理由から業務従事者の仮眠時間を確保するため。 また、事前に運転日・時間が判明していれば事前の機器の設定により対応が可能であると考えられるため。	業務上必要とした場合に発生するものであり、経済産業省としては深夜であっても震災や災害等への対応が生じる場合があるため、事前に提示することはできません。なお、あらかじめ空調が必要な時間が判明している場合は事前に通知を行います。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
42	33頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 第10 業務時間 1 (2)	深夜時間帯の空調運転について、頻度を開示頂けませんでしょうか。		業務上必要とした場合に発生するものであり、経済産業者としては深夜であっても震災や災害等への対応が生じる場合があるため、事前に提示することはできません。なお、あらかじめ空調が必要な時間が判明している場合は事前に通知をしています。
43	33頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 第11 法定資格者の選任 2	「下記の有資格者に」を「下記の有資格者を」に修正願います。	誤字のため。	誤字のため、以下のとおり修正します。 (誤) 下記の有資格者に ↓ (正) 下記の有資格者を
44	33頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 第11 法定資格者の選任 2	選任した有資格者の届け出先についてご教示願います。		施設管理監督職員(監督職員)となります。
45	33頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 第11 法定資格者の選任 2	法定資格者の選任について建築物環境衛生管理技術者及び第3種冷凍機械責任者の実務経験は、延べ面積10万㎡以上にした方がよろしいかと思ひます。	どちらの資格も別添1『建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について』に有資格として記述がございません。	建築物環境衛生管理技術者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき選任することになっていることから、別添1『建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について』に有資格者として記載します。また、「第3種冷凍機械責任者」は誤記載であったため削除します。
46	34頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 第11 法定資格者の選任 3	「業務の実施に先立ち」とありますがこれは契約開始前と解釈してよろしいでしょうか。		契約締結後となります。
47	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務責任者 必要資格・経験等 実務経験	別添1『建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について』業務責任者の実務経験は、延べ面積10万㎡以上にした方がよろしいかと思ひます。	経済産業省庁舎の延べ面積は、本館・別館合わせると、10万㎡になるため、それなりの経験者でないと勘まらないかと考察します。参考までに警備責任者の実務経験は10万㎡以上と記述されておりました。	庁舎は、本館約5万㎡、別館約5万㎡であり、また、10万㎡以上の実務経験は一般的に見て条件が厳しいとの意見があるため、原案のとおりとします。
48	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務責任者 必要資格・経験等 実務経験	実務経験について、「オフィスビルの維持管理業務」には「オフィスビル機能を含む複合施設」等も含まれると解釈してよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
49	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務責任者 主動務場所	業務責任者は本館か別館のどちらかの中央監視室にいれば良いと解釈してよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
50	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 主動務場所	本館及び別館の中央監視室のレイアウトをご開示ください。		契約締結後に提示します。
51	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務副責任者(機械設備) 必要資格・経験等	資格要件における「2級ボイラー-技士」について、要件を撤廃願います。	本業務を遂行する上で過剰であると考えられるため。	原案のとおりとします。 本業務で扱う設備から、業務副責任者(機械設備)に必要な資格としています。
52	35頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務	別添1『建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について』今回の業務仕様には、建築物環境衛生管理技術者が配置しておらず、また業務責任者から同資格の有資格が削除された理由をご提示下さい。	P.37の環境衛生管理体制やP.33の法定資格者の選任には、建築物環境衛生管理技術者が記述されておりまして、常駐または非常駐問わず別添1にも記述しておかないと矛盾が生じます。	御意見を踏まえ、別添1『建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について』に「建築物環境衛生管理技術者」を追記します。
53	36頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務副責任者(電気設備) 必要資格・経験等	資格要件における「第一種電気工事士」について要件を撤廃願います。	工事の資格であり、本業務を遂行する上で過剰であると考えられるため。	原案のとおりとします。 工事を行う場合、事業用電気工作物を扱うため、業務副責任者(電気設備)に必要な資格としています。 電気工作物とは、発電、変電、送電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電路その他の工作物をさします。 最大電力500kW以上の需要設備の電気工事は、電気工事士の適用範囲ではないが、電気事業法に基づく電気主任技術者による保安の監督範囲であるため、第1種電気工事士を適用しています。
54	36頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務副責任者(電気設備) 業務内容	業務副責任者(機械設備)は業務責任者の代務のみ可能であり、副業務責任者(電気設備)は電気主任技術者の代務のみ可能という業務内容について、緩和願います。	業務副責任者は並列の存在であるため、一方のみ責任者の代務が可能というような不均衡な形にしない方が望ましいため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ①～⑤ (略) ⑥ 業務責任者不在時の代務 ⑦ 電気主任技術者不在時の代務 ※ただし、⑥⑦については同時に両方の代務は行えないものとする。
55	36頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 業務副責任者(電気設備) 業務内容	電気主任技術者の代務が業務内容に記載されていますが、削除することを提案します。	電気主任技術者が業務副責任者(電気設備)と兼務可能であることが別途記載されているため、代務についても記載する必要性が薄いため。	兼務で配置されるとは限らないため、原案のとおりとします。
56	36頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 電気主任技術者 人員数	業務副責任者との兼務可、とあるが仮に業務副責任者(機械設備)と電気主任技術者を兼務した者がいた場合、その者は上記2つに加えて業務責任者の代務も可能であるという読み方ができますが、それで間違いはないでしょうか。		御認識のとおりです。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
57	36頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 冷凍保安責任者 勤務形態	冷凍保安責任者について、常駐の記載及び勤務場所の記載を追加願います。	冷凍保安責任者は「常時」冷凍機の近くで待機する必要はないが、異常事態にすぐに対応できる体制はあるため。	御認識のとおり、異常事態にすぐに対応できる体制であれば問題ないため記載しません。
58	37頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 エネルギー管理責任者 必要資格・経験等	「エネルギー管理について」→「エネルギー管理について」にご修正願います	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) エネルギー管理について ↓ (正) エネルギー管理について
59	37頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 第一種圧力容器取扱作業主任者 必要資格・経験等	別添1「建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について」配置ポストを第一種圧力容器取扱作業主任者ではなく、普通第一種圧力容器取扱作業主任者としている理由をご提示下さい。	労働安全衛生法に定める第一種圧力容器は、各級のボイラー技士又は各種の第一種圧力容器取扱作業主任者の資格を有する者の中から作業主任者を選任するとなっております。以上ことから、第一種圧力容器取扱作業主任者として、普通第一種圧力容器取扱作業主任者の有資格者以外でも選任できる様にした方がよろしいかと思ます。	本施設には「第一種圧力容器取扱作業主任者」が必要となりますので、「第11法定資格者の専任」及び別添1の普通第一種圧力容器取扱作業主任者は「第一種圧力容器取扱作業主任者」に修正します。また、必要資格・経験等に関しては、「特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」と追加します。
60	38頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 技術員(機械) 必要資格・経験等	資格要件について、すべての者が2級ボイラー技士の資格を持つという要件について、緩和願います。	法令上必須の資格ではないため。	原案のとおりとします。 品質を確保するため、技術員(機械)に必要な資格として求めているものです。
61	38頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 技術員(機械)(電気) 業務内容	技術員の業務内容④については作業員も行えるよう緩和願います。	作業員でも実施可能な内容のため。	原案のとおりとします。 品質を確保するため、技術員の業務としているものです。なお、技術員が行う電子データ整理及び報告書の作成業務は作業員も補佐できるようにしています。
62	39頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 注釈 ※2	※2については技術員は兼務によって昼間は最小4人、夜間は最小2人にすることが可能ですが、その場合は作業員を追加し最低でも昼間8人、夜間4人の配置を確保せねばならないという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
63	39頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 注釈 ※2	別添1「建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について」※2技術員(電気・機械)と作業員の常駐人数は、合わせて昼間8名以上となっておりますが、休日(閉庁日)も含めてその人数を配置する理由をご提示ください。	休日は、建物自体も休館となっております。機械等の設備類も稼働していないため、平日と同等な人数を配置しても過剰配置になってしまいます。また、前回から仕様増となる為、委託金額についても増額となります。	原案のとおりとします。 休日・夜間も含めて緊急時の対応を考慮した配置人数としています。
64	39頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 注釈 6)	「7時間」→「7時間を」	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 仮眠時間 7時間含む ↓ (正) 仮眠時間 7時間を含む
65	39頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 建築・建築設備保全業務 注釈 9)	「過去の履歴を含め」ではなく「契約開始後からの履歴を含め」等の表現に変更願います。	「過去の履歴」と記載すると受注者の受注前の履歴も整備する必要があると読めるため。	設備機器の適切な保守点検や使用エネルギー量の経年変化等の把握分析に当たっては、受注者が受注する以前の情報も必要となるため、原案のとおりとします。なお、過去の履歴については、当者の要望に基づき迅速に加工、提出できるよう電子データで整備されているればよく、必ずしも同一のデータファイルである必要はありません。
66	40頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 構内交換設備等点検・保守業務	仕様書P23内の再委託先に関する規定について緩和しない場合、構内交換設備点検・保守業務については本業務から外し別入札として頂きたい存じます。(意見31に関連)	専門性が高いため、メーカーへの再委託がほとんど必須となります。その際仕様書P23内の再委託先に関する規定により、仮にメーカー及びグループ企業が入札に参加してしまうと他の企業の入札参加が困難になるため。	御意見を踏まえ、仕様書 23頁の④再委託の取扱い中の「また、受注者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。」を削除し、再委託先が、単独又は他の入札参加グループで本入札に参加しようとする者であっても入札に参加できるものとします。
67	40頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 構内交換設備等点検・保守業務 業務責任者 必要資格・経験等	業務責任者の実務経験要件を緩和願います。	専門性が高く、要件を満たす人員が少ないことが予想されるため。	原案のとおりとします。 品質を確保するため、業務責任者に必要な要件として求めているため。
68	40頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 構内交換設備等点検・保守業務 一般技術者 必要資格・経験等	一般技術者の実務経験要件を緩和願います。	専門性が高く、要件を満たす人員が少ないことが予想されるため。	原案のとおりとします。 品質を確保するため、一般技術者に必要な要件として求めているため。
69	41頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 搬送設備(フルメンテナン) 業務責任者(搬送設備) 特定建築物等点検業務 副責任者(昇降機)	当該2つのポストについて、業務内容が重なっているように見受けられますが、貴省内でどのように区分されていますでしょうか。		特殊建築物等点検業務において、「搬送設備」を「昇降機」として区分しています。
70	42頁	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添1 特定建築物等点検業務 業務責任者(建築物)	「特殊建築物等の定期検査業務」とありますが、建築基準法12条検査のことであれば「特定建築物等」の定期検査業務に修正願います。	平成28年6月改正のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 特殊建築物等 ↓ (正) 特定建築物等

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
71	46頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第2 業務仕様 3 (2)	管理標準、省エネルギー中長期計画書については「作成」ではなく「更新」に変更願います。	すでに整備されているものがあるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第2 業務仕様 3エネルギー管理等(2)を以下内容に修正します。 (2) エネルギー管理責任者は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、管理標準、省エネルギー中長期計画書及び定期報告書を施設管理担当者の意見を踏まえ更新・作成し、厚生企画室に提出する。
72	46頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第2 業務仕様 9	本項目における「作業等」とは何を指しますでしょうか。		主に建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、軌務環境に当たることを言います。
73	46頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第2 業務仕様 3	エネルギー管理の業務範囲について、経産省の本館・別館のみが対象であることを追記願います。	範囲を明確にしなければ貴省が所有するすべての建物が業務の対象となりがかねないため。	建築・建築設備管理業務仕様書(第1 総則 第3施設概要)のとおり、本館・別館が対象となります。
74	46頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第2 業務仕様 8	別紙1-1建築・建築設備保全業務特記仕様書について第2業務仕様に軽微な修理、部品(支給品)の交換は平日の9:15~18:15に実施すること。と記述されておりますが、それ以外の時間帯に対応する場合を明文化して頂きたいです。	現行管理企業ですが、現在の実態として平日の18:15~翌9:15や休日であっても軽微な修理、部品(支給品)の交換の連絡を受け、その都度対応しております。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 軽微な修理、部品(支給品)の交換は、原則として、平日の9:15~18:15に実施すること。ただし、庁舎の利用者から庁舎設備等の不具合等の連絡があった場合には速やかに対応すること。
75	47頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第3 建築 3 (2)	別館の免震部材等の点検内容について計測点検を行うと記述されておりますが、令和5年度に計測点検は実施しないと思えます。	現行管理企業ですが、経済産業省庁舎の別館免震部材等の計測点検は、3年周期で実施しており、前回は令和3年度に実施済みですので、次回は令和6年度となります。	御認識のとおりです。以下の記載を削除します。 <削除> (2)表 2.4.2 免震部材等の1. 免震部材 a. 積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承③及び2. 周辺環境③の点検(計測点検)を行う。
76	47頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第4 電気設備 1	「経済産業本省庁舎電気設備保安規定」→「経済産業本省庁舎電気設備保安規程」に変更願います。	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 経済産業本省庁舎電気設備保安規定 ↓ (正) 経済産業本省庁舎電気設備保安規程
77	48頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第4 電気設備 2 (1)	ここで記載されている負荷試験とは、消防法で定める消防用設備等点検の負荷試験を指しているという解釈でよろしいでしょうか。		防災用負荷・保安用負荷・業務用上停電が許されない負荷等へ非常用発電機から供給されており、それらに供給する負荷全体を指すものです。
78	48頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第4 電気設備 2 (3)	本館については令和5年度実施とありますが、別館については実施なしという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
79	48頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第4 電気設備 2 (4)	「記載のある機器については、該当する年度に～」→「記載があり、本契約期間に点検が必要な機器については」に変更願います。	本契約は単年度契約であり、それに合わせた記載の仕方とするため。	原案のとおりとし、仕様書記載の該当年度に実施します。
80	49頁	別紙 1-1 建築・建築設備保全業務特記仕様書 第5 機械設備 2 (7)	(7)記載の部品の軽微な修理・交換については交換用部品の有無をご教示ください。		交換用部品は支給品とします。
81	52頁	別紙 1-2 消防用設備等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 1.1 (1)	軽微な修理の費用については貴省と受注者どちらの負担で見込んでおりますでしょうか。受注者である場合は今までの内容など見積りのための情報を開示願います。		受注者負担となり、内容は「11 点検・保守作業内容は下記による。(1) 保守作業ア」に記載のとおりです。
82	52頁	別紙 1-2 消防用設備等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 1.1 (2)	点検について現在の記載方法から「ア機器点検6か月1回(6~7月、1~2月)」に変更することを提案致します。	機器点検の実施時期を分かりやすくするため。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 (2) 点検 ア 機器点検 6ヶ月に1回(6月~7月、1月~2月) イ 総合点検 1年に1回(機器点検と同時に実施する)(1月~2月)
83	52頁	別紙 1-2 消防用設備等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 1.2	泡消火器、消火栓ホース、連結送水管等複数年に1度点検を行う機器について、令和5年度の点検対象機器をご教示願います。		仕様書のとおり、「点検対象設備種目」の表に示すものが令和5年度の点検対象となります。
84	68頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 3	現地修理の費用については貴省と受注者どちらの負担で見込んでおりますでしょうか。受注者である場合は今までの内容など見積りのための情報を開示願います。		発注者が負担します。
85	68頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 3	3 遠隔システム又は~の文章における、現地修理が必要は場合の記述について、以下に修正ねがいませんか。【修正文】現地修理が必要の場合、厚生企画室に報告した上で、速やかに行う。また、平日時間外および休日作業の場合は、超過勤務となるため、厚生企画室と相談し、修理を決める事。	修理時間に関する記載が無いため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 3 遠隔保守システム又はそれに代わる機能を用いた電子交換機の状態監視業務を、1日あたり24時間、年間を通して行う。 なお、現地修理が必要の場合は、厚生企画室に報告した上で、速やかに行う。 また、平日時間外又は休日作業の場合は臨時業務となるため、厚生企画室と相談すること。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答																		
86	69頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表 1-3-1」保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等	個別交換電話設備における点検記録簿及び障害記録簿について、○からーに修正ねがいませんでしょうか。	個別交換電話設備につきましては、保守点検を行っていないため。	御意見を踏まえ、点検記録簿及び障害記録簿について、「○」から「ー」に修正します。																		
87	69頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表 1-3-2」機器の試験、点検	設備機器名の中継台をPC中継台に変更願いますでしょうか。	交換機更改により、PC中継台に変更となるため。	原案のとおりとします。 設備機器については、現状の機器名を記載して有ります。ただし、年度内に設備機器の変更がある場合は、協議させていただきます。																		
88	69頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表 1-3-2」機器の試験、点検	構内交換電話設備の設備機器名に「中継台サーバ」を追加願いますでしょうか。	交換機更改により、中継台用のサーバが追加されるため。	原案のとおりとします。 設備機器については、現状の機器名を記載して有ります。ただし、年度内に設備機器の変更がある場合は、協議させていただきます。																		
89	70頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表 1-3-3」端末機器の増設・配線等の整備作業及び設定の変更等	項目「単独電話機等々の増付替作業」の範囲欄に記載の「一斉電話機の5台以内の同時作業」を削除願いますでしょうか。	一斉電話機の利用が無いため。	御意見を踏まえ、「一斉電話機5台以内」を削除します。																		
90	70頁	別紙 1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表1-3-4」電子交換機に対する遠隔保守システム又はそれに代わる機能をみたくもの	以下を追加願いますでしょうか。 項目：アクセス制御 範囲：遠隔でのアクセス時は、パスワード認証(8桁以上英数字)を行う事	利用する権限のない第三者の利用を防止するため。	御意見を踏まえ、以下を追加します。 項目：アクセス制御 範囲：遠隔でのアクセス時は、パスワード認証(8桁以上英数字)を行う																		
91	71頁	別紙 1-4 特定建築物等点検業務特記仕様書 仕様書名	「特殊建築物」→「特定建築物」に変更願います。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (誤) 特殊建築物等 ↓ (正) 特定建築物等																		
92	77頁	別紙 1-6 熱源機器等点検・保守業務特記仕様書 全体	各設備点検の実施時期について、実施月をご指示願います。		契約締結後に協議とします。																		
93	79頁	別紙 1-6 熱源機器等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 9	エアフィルターについて、交換用の予備フィルターの枚数についてご指示願います。		契約締結後に提示します。																		
94	81頁	別紙 1-6 熱源機器等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 1 2 (3) イ	(3)イについては削除することを提案します。	健康診断の結果表の提出は仕様としては過剰であり、アのみで足りるため。	原案のとおりとします。 水道法第21条及び同法施行規則第16条では概ね6か月毎に一度の健康診断が求められています。本施設は貯湯槽を混合水栓やシャワーに使用し飲料水と同等の扱いをしているため、ア及びイにおいて、法令に準じた健康診断の実施の有無及びその結果を確認しています。																		
95	99頁	別紙 1-8-3 簡易発電機点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 2 【定期点検項目】	別紙1-8-3簡易発電機点検・保守業務特記仕様書の内容について 第2業務仕様は、日常点検を月2回実施する。と記述されており、定期点検については削除されていますので、定期点検項目も削除願います。	現行管理企業ですが、簡易発電機の定期点検は、3年に1回実施なので、次回は令和7年度に実施になるかと思えます。	御認識のとおりです。以下の記載を削除します。 <削除> 【定期点検項目】																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用部品・油種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアークリーナー交換</td> <td>エアークリーナーエレメント</td> </tr> <tr> <td>アフターフィルター交換</td> <td>アフターフィルター</td> </tr> <tr> <td>スパークプラグ交換</td> <td>スパークプラグ</td> </tr> <tr> <td>エンジンオイル交換</td> <td>エンジンオイル</td> </tr> <tr> <td>バッテリー交換</td> <td>バッテリー</td> </tr> <tr> <td>キャブレターオーバーホール</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フューエルタンク分解整備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負荷試験及び各部点検整備</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用部品・油種	エアークリーナー交換	エアークリーナーエレメント	アフターフィルター交換	アフターフィルター	スパークプラグ交換	スパークプラグ	エンジンオイル交換	エンジンオイル	バッテリー交換	バッテリー	キャブレターオーバーホール	-	フューエルタンク分解整備	-	負荷試験及び各部点検整備	-
項目	使用部品・油種																						
エアークリーナー交換	エアークリーナーエレメント																						
アフターフィルター交換	アフターフィルター																						
スパークプラグ交換	スパークプラグ																						
エンジンオイル交換	エンジンオイル																						
バッテリー交換	バッテリー																						
キャブレターオーバーホール	-																						
フューエルタンク分解整備	-																						
負荷試験及び各部点検整備	-																						
96	100頁	別紙 1-8-4 トイレ洗浄殺菌装置等点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 1	点検・保守と記載がありますが、「保守」ほどの作業を指していますでしょうか。		「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいいます。																		
97	117頁	別紙 1-9-1 厨房フード他清掃業務特記仕様書 第2 業務仕様 【厨房内排水設備清掃作業項目・内容】	厨房内排水設備清掃作業において除去されたものの処理について、貴省での処理に変更されたく存じます。	厨房内排水設備清掃作業で除去したものは汚泥(産業廃棄物)にあたり、法令上必要な認定を持った企業しか元請できず参画障壁となるため。	汚泥の回収まで本業務に含まれます。処分場への運搬、処分は毎年度、当省が産業廃棄物処理業者と契約を結んでいます。																		
98	118頁	別紙 1-9-2 各階空調機器清掃業務特記仕様書 第1 業務内容 2	交換済みの中性能フィルターの処理方法について貴省での処理を行う旨を追記願います。	交換した中性能フィルターは産業廃棄物にあたるため、法令上法令上必要な認定を持った企業しか元請できず参画障壁となるため。	原案のとおりとします。 処理については本業務に含まれますが、当該処理について再委託することを妨げるものではありません。																		
99	126頁	別紙 1-9-3 各種水槽等清掃業務特記仕様書 3 清掃作業 ⑨	⑨産業廃棄物については、貴省と産業廃棄物処理業者の間で直接契約を結んでいただきたく存じます。	法令上の問題のため。	毎年度、当省が産業廃棄物処理業者と契約を結んでいます。																		

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
100	138頁	別紙 1-1-1-3 水質検査業務特記仕様書 第2 業務仕様	水質検査の検査項目についてご教示願います。		「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき実施するものとします。
101	141頁	別紙 1-1-2 計量器交換業務特記仕様書 第2 業務仕様 3	交換中に見つかった不良箇所への処置にかかった費用について、貴省負担か都度協議として頂きたいと存じます。	予め見込むことが困難であるため。	不具合の内容によって異なります。日常保守の範囲程度の作業内容であれば本業務に含まれるものとし、日常保守の範囲外であれば発注者負担で対応します。
102	141頁	別紙 1-1-2 計量器交換業務特記仕様書 全体	計量器交換業務については維持管理の範疇ではなく工事業務であるため、本契約からは除外願います。		原案のとおりとします。 庁舎及び設備機器の一体的な維持管理の観点から計量器交換業務を本業務に含めています。
103	143頁	別紙 1-1-3 構内植栽管理業務仕様書 第2 業務仕様 7(1)	高所作業車について、貴省に用意されているか、保守費用の負担は貴省であるかご教示ください。		受注者の負担となります。なお、受注者が用意するものについて以下のとおり追記します。 18 その他 本業務に使用する肥料、薬剤、花卉、せん定道具、芝刈り機、梯子及び高所作業車その他本業務に必要な消耗品・器具・備品は受注者が用意するものとする。
104	156頁	別紙 1-1-4 配管洗浄業務特記仕様書 第2 業務仕様	本契約は単年度契約となる予定ですが、対象範囲は全てという認識でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
105	157頁	別紙 1-1-4 配管洗浄業務特記仕様書 図面	配管図面について、洗浄業務の対象となる配管に着色することを提案します。	各応募企業で対象配管及び見積が異なってしまう可能性を防ぐため。	原案のとおりとします。 実施する対象となる配管は図面に太実線で記載しているのとおりです。
106	170頁	経済産業省総合庁舎設備機器等一覧 全体	P170～P326においてメーカー名が明示されていない設備について、メーカー名をご教示願います。	メーカー型番によって設備保守費が異なるため。	現在の記載内容で見積徴収が可能と認識しています。
107	426頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2.業務内容 (1)	「毎日清掃」→「日常清掃」	毎日清掃の中に週1回の作業も含まれており、矛盾するため。	週1回の作業はその旨を明示していますから、原案のとおりとします。
108	426頁	別紙 2 清掃業務仕様書 3.使用する設備等 (3)	ゴミ箱用ゴミ袋、手指用消毒液、洗面台用カラ拭き用タオル、テーブル拭き用ふきんについても貴省でご用意頂けませんか。	業務に必須の消耗品であるため。	原案のとおりとします。
109	426頁	別紙 2 清掃業務仕様書 3.使用する設備等 (3)	受注者が負担する消耗品について、過去3年間の使用物品・実績をご教示ください。	消耗品費を算出するため。	事業者負担のため、把握していません。
110	426頁	別紙 2 清掃業務仕様書 1.総則 5.実施責任者及び実施副責任者	清掃実施責任者及び清掃実施副責任者の要件について、緩和願います。	昨今の社会情勢による人材不足のため。	業務を適切に実施するにあたって責任者及び副責任者に必要と考える要件を規定しているものであるため、原案のとおりとします。
111	426頁	別紙 2 清掃業務仕様書 1.総則 5.実施責任者及び実施副責任者	業務責任者及び実施副責任者「実施者の中から延べ床面積が5万平方メートル以上の建物において建物の清掃業務を指揮した経験5年以上を有し」とありますが、5年は長いように思われます。	契約年数が1年間に対して、経験年数5年は長いのではないか。	業務を適切に実施するにあたって責任者及び副責任者に必要と考える要件を規定しているものであるため、原案のとおりとします。
112	427頁	別紙 2 清掃業務仕様書 II.毎日清掃 1(1)	「毎日」とは「平日毎日」と理解してよろしいでしょうか。	毎日の定義によって清掃日数に変更となるため。	御認識のとおりです。
113	427頁	別紙 2 清掃業務仕様書 II.毎日清掃 1(3)	清掃実施時間が午前7時からとなっていますが、清掃開始可能時間を早めたほうが望ましいと考えます。	清掃箇所によっては午前8時までに完了させるべきものもあり、時間通りに完了させるには多くの清掃スタッフの配置が必要です。短時間に多くスタッフを配置するのは採用とコストの面で大きな負担となると考えます。	原案のままとします。ただし、清掃業務の実施方法に関する改善提案がある場合には企画書の中でご提案ください。
114	427頁	別紙 2 清掃業務仕様書 II.毎日清掃 1(4)	「予定表」に記載すべき事項についてご教示願います。		契約締結後に提示します。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
115	427頁	別紙 2 清掃業務仕様書 II. 毎日清掃 1.(6)①	清掃範囲の項目には「経済産業記者会（ベンクラブを含む）」と記載がありますが、実施方法の項目には記載がありません。	積算の為、実施方法の確認が必要。	経済産業記者会（ベンクラブを含む）は、III. 床面定期清掃の範囲のため、当該項目から「経済産業記者会（ベンクラブを含む）」を削除します。
116	428頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (1) ④	「適切な器具の使用を使用し」から「適切な器具を使用し」に修正をお願い致します。	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 適切な器具の使用を使用し ↓ (正) 適切な器具を使用し
117	429頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (1) ⑥	「排出された内容物の分別を行い」→「排出された内容物の回収・分別を行い」に変更願います。	業務上必要な作業であるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ⑥ゴミ箱等に排出された内容物の回収を行い、総括管理業務実施指定の場所に移動の上、分別・計量する。ゴミ箱等の容器は清掃後、元の位置に戻すこと。
118	430頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (4) ④	「便座については界面活性剤が ～特に注意し界面活性剤が含まれていない洗剤を使用して」→「便座については薬剤によっては便座が破損するため ～特に注意し適正な洗剤を使用すること」に変更願います。	一概に全ての界面活性剤の便座への利用が悪いとは判断できないため、都度受注者にて最適な薬剤を選定して適切に清掃させるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ④便器（金属類を含む）は、適正な洗剤及びクワシ等を使用して洗浄すること。 なお、便座については薬剤によっては便座が破損するため特に注意し、適正な洗剤を使用して汚れを落とした後、除菌クリーナーで除菌を行うこと。
119	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (10)	喫煙所の清掃について、灰皿の交換を作業に追記願います。	必要な作業であると考えられるため。	弊省喫煙所に灰皿は設置していません。（喫煙者は携帯用灰皿を使用し、吸い殻は持ち帰ります。）
120	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (12) ②	「ベッドは、常に整えておくこと」という項目は、「ベッドは使用後に必ず整えること」と読み替えて構いませんか。		御認識のとおりです。
121	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (12) ④	交換用のシーツの保管場所については、本施設のごくどこかにスペースがございますでしょうか。		保管場所は契約締結後に提示します。
122	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (12) ④	交換用シーツの管理者は貴省と受注者どちらでしょうか。		当省です。
123	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (13) ④	足ふきマットを洗浄するための洗濯機について、本施設に準備されておりますでしょうか。		P426の I. 3. (3)のとおりです。
124	432頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (14) ①	落葉期に極端に庁舎周辺の落ち葉が増えることが想定される場合、その旨もご記載ください。	より貴省に合わせた清掃シフトを検討するため。	敷地内の植栽については別紙 1-13を参照ください。
125	433頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (17) ①	職員が排出した段階でどの程度ごみは分別されておりますでしょうか。		家庭用ごみ程度の分別は指示しています。
126	434頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃実施方法 (19) ④	消毒作業に使用する消毒液については貴省でご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか。		P426の I. 3. (3)のとおりです。
127	434頁	別紙 2 清掃業務仕様書 2. 清掃の実施方法について	「床面の紙屑、ほこりを等は」を「床面の紙屑、ほこり等は」に修正をお願い致します。	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) ほこりを等は ↓ (正) ほこり等は
128	434頁	別紙 2 清掃業務仕様書 III. 床面定期清掃 2. (1) ③	「石けん液、中性洗剤、弱アルカリ系洗剤等によって洗浄し汚損箇所を取り除いた後、モップ等によって清掃する」→「石けん液、中性洗剤、弱アルカリ系洗剤等を使用しモップ等によって清掃、汚損箇所を取り除く」	他施設で一般的に取っている手順へ変更するため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ③上記②の後、石けん液、中性洗剤、弱アルカリ系洗剤等を使用しモップ等によって清掃し、汚損箇所を取り除くこと。その際、洗剤分を残さないようにすること。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
129	434頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅲ. 床面定期清掃 2. (1) ④	「ポリッシャーを使用して洗浄し」→「ポリッシャーを使用して洗浄を行い」	体裁の修正のため。	原案のとおりとします。
130	434頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅲ. 床面定期清掃 2. (1) ④	「ワックスが乾燥するのを待って清掃すること」→「ワックスが乾燥するのを待って完了すること」	清掃手順の修正のため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ④ポリッシャーを使用して洗浄し、その後汚水を回収しモップによる水拭きを行なう。床面の乾燥後、床面の種類に適した良質の樹脂ワックスを十分に塗布し、ワックスが乾燥するのを待って完了すること。
131	435頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅲ. 床面定期清掃 2. (4) ①	「テーブル席」を「テーブル席」に修正をお願いいたします。	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) テーブル席 ↓ (正) テーブル席
132	435頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅲ. 床面定期清掃 2. (6)	「交通部門」の定義についてご教願います。		玄関、ホール、廊下、階段となります。
133	435頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅲ. 床面定期清掃 2. (6) ④	「洗浄及びワックス塗りに際しては、可動物件は移動し」→「洗浄及びワックス塗布に際しては、移動可能な物は移動し」	表現の修正のため。	御意見を踏まえ、「移動可能な物件」に修正します。
134	436頁	別紙 2 清掃業務仕様書 Ⅳ. 窓ガラス清掃 1. 清掃区域	窓ガラス清掃範囲について、外面内面両方を合わせた面積でしょうか。		御認識のとおりです。
135	439頁	別紙 3 鉢植木貸借仕様書 4.	「[緑園芸装飾技能士が行うことが望ましい]とは、必須ではないという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
136	441頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 2. 業務の概要 (3)	警備責任者又は警備副責任者の配置について、「休眠～仮眠等～」とありますが、従来の仕様書と同じく、「～本館防災センター及び別館警備室に各1名以上勤務させること。」との対応で問題ないと考えます。(別添2)	有効求人倍率が、東京都において全職種の平均有効求人倍率が1.53倍の中、唯一警備業は1.0倍以上と深刻な状況です。責任者クラスが24時間常駐していれば今回のような要求でなくとも緊急時には対応可能です。費用も相当額増額してまいりますので従来通りでお願い致します。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「警備責任者又は警備副責任者のいずれかが、休眠、休憩、休息、仮眠等により警備業務に従事しない場合にあっても、対応が求められる事態が生じた場合には即応できるようにすること。」
137	441頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 2. 業務の概要 (3)	警備責任者及び副責任者いずれも休眠、仮眠等の状態にあったとしても、不在でなければ要求水準は満たしているという認識でよろしいでしょうか。		同上
138	441頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 2. 業務の概要 (4)	防災センターの集中管理計画上の防災センター要員の人数について満たした仕様となっておりますでしょうか。		御認識のとおりです。
139	442頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 3. 業務の実施方法等 (6)	「～7日以上～研修教育～」とあり、休日・夜間を2日以上含むとありますが、「(休日・夜間を2日以上含むこと。)」は削除すべきです。	個別の労働契約により休日・夜間を行わない者もいます。削除をご検討願います。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (6) 業務実施者は、新規配属の警備士等に対しては、現場において夜間を2日以上を含む5日以上(ただし、個別の労働契約により夜間の業務に従事することがない者については平日日中を3日以上とする。)の研修教育を受けさせ、研修教育終了後は、その内容及び結果について、書面にて厚生企画室に報告し、承認を受けなければならない。
140	442頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 3. 業務の実施方法等 (6)	「～7日以上～研修教育～」とありますが、「3日」で問題ないと考えます。	資格者を含む経験者を要求しており個別案件の特徴を理解するには3日程度で良いと考えます。また、7日の要求は事業者の費用負担が大きすぎます。	同上
141	442頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 3. 業務の実施方法等 (6)	研修時の配置時間については、規定はございますか。		規定はありませんが、1日7時間45分程度(国家公務員法定勤務時間)ないで配置を考えてください。自社の規定があればそれに則っていただくことも可とします。
142	442頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 3. 業務の実施方法等 (6)	研修及びその結果の報告は契約開始前に行うという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
143	443頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 3. 業務の実施方法等 (9)	研修及びその結果の報告は契約開始前に行うという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
144	444頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 5. 警備士等の要件 (1) 及び (2)	警備責任者、警備副責任者の経験要件について、緩和願います。	昨今の人材不足により、本条件を満たす人材が配置できる企業が少ない可能性がございます。	業務を適切に実施するにあたって責任者及び副責任者に必要と考える要件を規定しているものですが、御意見を踏まえ、それぞれ以下のとおり修正します。 (1) 警備責任者 ①延べ面積 10万㎡以上の施設の警備業務に関して他の警備士を監督する立場にある者（以下「監督者」という。）としての経験を5年以上有すること（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する警備士等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。） (略) (2) 警備副責任者 延べ面積 10万㎡以上の施設の警備業務に関し、監督者としての経験を3年以上有すること（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を3年以上有する場合にあって、その実績及び経験が警備責任者の補佐及び警備責任者不在時の代行に必要十分であり、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。） (略)
145	444頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 5. 警備士等の要件 (1)	警備副責任者に上級救命講習修了者を求めています。責任者も上級救命又は応急手当普及員の資格所持者を配置するべきです。	品質の上と副責任者へ上級救命を求めているので責任者も同等又は上位資格の応急手当普及員を求めるべきです。	御意見を踏まえ、責任者の要件に「上級救命講習修了者」を追加します。
146	445頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 5. 警備士等の要件 (6)	②で資格又は経験年数を求め、更に③で2分の1以上を経験2年以上の警備員として要求しており従来の要求よりかなり高い水準で再考すべきです。	②のみでも従来よりも高い要求水準となります。併せて要求水準に合わせた積算となり費用に反映することとなります。人材不足の業界として非常に厳しい要求となっています。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ① ② (略) ③ 常時、本館及び別館に、それぞれ1名以上の上級救命講習修了者を配置すること。この数には、警備副責任者、防災センター勤務者及び別館警備室勤務者を含むことができる。 ④常時、警備士の2分の1以上は、2年以上の警備経験を有する者とするのが望ましい。
147	445頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 5. 警備士等の要件 (7)	英語対応可の者がタブレット端末かどちらかは必ず設置しなければならないという解釈が良いでしょうか。		御認識のとおりです。
148	447頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (4) ②B) からK)	「抑止すること」「排除すること」「行わないこと」は「注意してこれをやめよう促したり（又は協力するよう求めたり）110番通報するなど適切な対応を行うこと。」と変更すべき。	警備業法上、警備員には実力行使の特別の権限を与えられていないため、これを義務とするのは不可能を強いることになるため表現の変更が必要です。	御意見を踏まえ、「法令に反しない範囲でこれを制止」と修正します。
149	449頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (5) ①c)	国家公務員身分証明書等を紛失した職員の本人確認に活用できる、名簿やデータベースのようなものは貴省に整備されているのでしょうか。		契約締結後に指示します。
150	451頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (7) ②	「午後9時から午前0時まで、必要に応じて本館鍵受け勤務者の1名が～」とする。	午後9時を過ぎるまで中庭ゲートの対応は少ないと思われるので「必要な時の配置」で良いと考えます。	原案のとおりとします。他方で、警備体制の柔軟な運用については、厚生企画室との協議により可能とします。
151	451頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (9) ①C)	本館正面玄関や受付と併せて別館正面玄関も、午前8時から午後9時までとするよう変更すべきです。	各玄関と時間を併せて問題ないと考えます。配置時間の前倒しや遅くまでの配置は警備員の超過勤務に繋がります。恐れながら働き方改革に逆行していると思っておりますのでご再考ください。	職員の在庁状況を踏まえての仕様であり、原案のままとします。
152	452頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (9) ②	「者について」→「者について」	誤字のため。	誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 利用を目的とする者については、 ↓ (正) 利用を目的とする者については、
153	452頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (9) ⑥	制服を着用している場合だけでなく、警察手帳等により警察官が確認できたような場合でも入構を許可して構わないでしょうか。		契約締結後に指示します。
154	453頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (10) ②	午後9時以降のみ外周巡回を行うという解釈でよろしいでしょうか。		日中も行います。
155	453頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 6. 各ポストの業務等 (11) ①	「排除すること。」を「110番通報すること。」と変更すべき。	警備業法上、警備員には実力行使の特別の権限を与えられていないため、これを義務とするのは不可能を強いることになるため表現の変更が必要です。配置場所を考慮して速やかに110番通報とします。	御意見を踏まえ、「法令に反しない範囲でこれを制止」と修正します。
156	456頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 7. 勤務日時及び場所 (5)	受付担当者の配置の分かる書類がないため積算が出来ませんのでご提示お願い致します。	受付担当者の別添がありません。	P457最下段に記載してあります。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答
157	457頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 別添 職務に従事させるべき警備士等の人数 配置すべきポスト (1) 平日 本館	正面ゲート・受付(手荷物検査) 従来通り8時としてください。	来庁者の訪問時間や人数から考えても開始時間が早すぎます。配置時間の前倒しは警備員の超過勤務に繋がり、恐れながら働き方改革に逆行していると思いますのでご再考ください。	職員の在庁状況を踏まえての仕様であり、原案のままとします。
158	457頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 別添 職務に従事させるべき警備士等の人数 配置すべきポスト (1) 平日 巡回	女性の巡回は従来通り平日の午前8時から午後6時までとすることを強くお願い致します。 (別添3及び4)	警備業界の東京都有効求人倍率が1.0倍以上、女性の割合は常用で6.2%と非常に少数。また、令和2年の働く女性の状況(厚生労働省)では労働力人口は14万人減少、雇用数は17万人減少しています。働き方改革の観点からも、女性の勤務時間は従来通り午後6時までとして下さい。	御意見を踏まえ、「※午前8時から午後6時までは男性1名、女性1名とすること。午後6時から午後9時までは男性1名、女性1名とすることが望ましい。」と修正します。
159	457頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 全体	従事させるべき時間帯中、休憩等で不在の時間がないよう常時記載された人数を配置するという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
160	457頁	別紙 4 警備保安業務仕様書 別添 職務に従事させるべき警備士等の人数 配置すべきポスト (1) 平日 巡回	巡回業務について、女性を配置することが「望ましい」という記載がありますが、必須で配置すべきではないという解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
161	460頁	別紙 5 電話交換取扱業務等仕様書 3.業務の実施方法 (1) ① (イ)	実施責任者の要件について緩和できませんでしょうか。	業務が専門的であり、要件を満たせる人材が少ないことが予想されるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ① 実施責任者 (略) (イ) 実施責任者は、当省と同規模(1日の着信件数500~600件程度(通常時)。以下同じ。)の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関(地方公共団体を含む。)のコールセンター(当該行政機関の所掌に関する事項を広く扱うものであって、1日の着信件数が500件程度以上(通常時)のものに限る。以下同じ。)の指揮監督の経験を5年以上有する者とする。
162	460頁	別紙 5 電話交換取扱業務等仕様書 3.業務の実施方法 (1) ① (イ)	実施副責任者の要件について緩和できませんでしょうか。	業務が専門的であり、要件を満たせる人材が少ないことが予想されるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ② 実施副責任者 (略) (イ) 実施副責任者は、当省と同規模の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関(地方公共団体を含む。)のコールセンターの指揮監督の経験を3年以上有する者又は実施者としての経験を5年以上有する者とする。
163	461頁	別紙 5 電話交換取扱業務等仕様書 3.業務の実施方法 (8) ③	「9時00分から17時45分」を「9時00分から17時45分」を修正願います。		誤記のため、以下のとおり修正します。 (誤) 9時00分から17時45分を基本とする (正) 9時00分から17時45分を基本とする
164	466頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 1.業務内容 (1)	「個別業務実施者に改善の指示を出す」と記載がありますが、派遣業法上の偽装請負にあたりない範囲での対応という解釈でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
165	468頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 2. 総括管理責任者及び総括管理副責任者の専任 (1) ②	責任者及び副責任者の実務要件について、「オフィスビル」には「オフィス機能を含んだ建築物」も含まれるという認識でよろしいでしょうか。		御認識のとおりです。
166	469頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 2. 総括管理責任者及び総括管理副責任者の専任 (1) ②	総括副責任者は延床面積5万㎡以上のオフィスビルの維持管理業務について監督者の経験を3年以上有する者とする。とありますが建築物の管理業務実務経験が5年以上として頂きたい。	建築・設備保全業務の副責任者条件と一緒。監督者の定義が曖昧かと存じます。	総括管理副責任者は建築・設備保全業務の副責任者(機械又は電気)又は警備保安業務における警備副責任者と兼ねることができ、それぞれの業務内容と責任は異なりますので、原案のとおりとします。
167	469頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 2. 総括管理責任者及び総括管理副責任者の専任 (1) ③	総括管理業務実施者は、厚生企画室から総括責任者等の交替を求めるときには、その物を本業務に従事させてはならないとありますが請負業において人員配置権が発注者になりますが問題ございませんか。	請負業において就業時間、人員配置、指示命令等の権限は受注者になります。	発注者である厚生企画室が本業務を適切に実施するに当たって適さない者と認めた場合については、総括管理業務を実施する事業者(企業等の法人)である受注者に對し、仕様書にしたがって業務を実施し、適任の実施者等により忠実に業務を遂行する受注者の責任を求めるものです。
168	470頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 4. 総括管理業務の兼務 (2)	合理的な理由がないのであれば、総括管理業務責任者及び副責任者が兼任可能なポストを緩和することを提案します。	緩和した方が各企業のポスト配置の工夫の余地が広がるため。	原案のとおりとします。 総括管理責任者及び総括管理副責任者は本業務の根幹となる最も重要な総括管理業務に従事する者のため、これらのポストへの兼任を可能とする個別業務における責任者及び副責任者については限定しています。
169	473頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 別紙 7 評価表 ①必須項目審査	①必須項目審査の項番1~7)は全てを満たしていないと得点がつかず、失格になるように読み取れる。	必須項目審査とは、ひとつでも満たしていない場合、点数がつかない様思う。	必須項目のため、御認識のとおりです。 なお、①必須項目審査 その他配慮事項 6) 障がい者雇用については、②加点項目審査へ変更し、7) 事業計画は環境に配慮したものとなっているか。については、削除させて頂きます。

No	頁番号	項目	意見	理由	回答																
170	473頁	別紙 6 総括管理業務仕様書 別紙 7 詳細表 ①必須項目審査	①必須項目審査の項番6の「障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか」基準項目は非常に厳しいものではないか。	障がい者雇用の法定雇用率を達成している企業（ビルメンテナンス）が少ないと感じる。	御意見を踏まえ、加点項目へ変更し下記のとおり修正します。 ① 必須項目審査 （略） <削除> <table border="1" data-bbox="1029 190 1516 257"> <tr> <td>その他配慮事項</td> <td>6)</td> <td>障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）</td> <td>【様式10】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7)</td> <td>事業計画は現実に配慮したもとなっているか。</td> <td>【様式3】【様式5】</td> </tr> </table> ② 加点項目審査 （略） <追加> <table border="1" data-bbox="1029 347 1516 425"> <tr> <td>障がい者雇用</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）</td> <td>【様式10】</td> <td>- 0~10</td> </tr> </table>	その他配慮事項	6)	障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）	【様式10】		7)	事業計画は現実に配慮したもとなっているか。	【様式3】【様式5】	障がい者雇用	10				障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）	【様式10】	- 0~10
その他配慮事項	6)	障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）	【様式10】																		
	7)	事業計画は現実に配慮したもとなっているか。	【様式3】【様式5】																		
障がい者雇用	10																				
	障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）	【様式10】	- 0~10																		
171	490頁	別紙 10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 1. 建築・建築設備管理業務	別紙1「建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格について」配置ポストを第一種圧力容器取扱作業主任者ではなく、普通第一種圧力容器取扱作業主任者としている理由をご提示下さい。（再掲）	労働安全衛生法に定める第一種圧力容器は、各級のボイラー技士又は各種の第一種圧力容器取扱作業主任者の資格を有する者の中から作業主任者を選任するとなっております。以上のことから、第一種圧力容器取扱作業主任者として、普通第一種圧力容器取扱作業主任者の有資格者以外でも選任できる様にした方がよろしいかと思えます。（再掲）	御意見を踏まえ、別紙10表中「第一種圧力容器取扱作業主任者」の必要な資格・実務経験等の欄についても「特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」を追加します。 *No. 5.9 関連																
172	492頁	別紙 10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 4. 警備保安業務	警備責任者、警備副責任者の経験要件について、緩和願います。（再掲）	昨今の人材不足により、本条件を満たす人材が配置できる企業が少ない可能性があります。（再掲）	御意見を踏まえ、別紙10表中「警備責任者」の必要な資格・実務経験等の欄についても「（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する警備士等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）」を追加します。 別紙10表中「警備副責任者」の必要な資格・実務経験等の欄についても「（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を3年以上有する場合にあって、その実績及び経験が警備責任者の補佐及び警備責任者不在時の代行に必要十分であり、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）」を追加します。 *No. 1.4.4 関連																
173	492頁	別紙 10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 4. 警備保安業務	別紙10「警備保安業務の実務経験 警備副責任者延べ面積10万㎡以上の施設において監督者としての経験3年以上から、延べ面積10万㎡以上の施設において経験3年以上に変更して頂きたい。	現行管理企業ですが、現状は閉庁日及び夜間は警備副責任者が総括管理副責任者として担当しています。監督者とは定義が曖昧な事と責任者クラスを常時配置では委託金額の増額に繋がります。	警備副責任者は、警備責任者不在時には警備責任者の業務を代行することから監督者としての経験を求めているものです。																
174	493頁	別紙 10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 5. 電話交換取扱業務	実施責任者の要件について緩和願えませんでしょうか。（再掲）	業務が専門的であり、要件を満たせる人材が少ないことが予想されるため。（再掲）	御意見を踏まえ、別紙10表中「実施責任者」の必要な資格・実務経験等の欄についても「当省と同規模（1日の着信件数500～600件程度（通常時）。以下同じ。）の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関（地方公共団体を含む。）のコールセンター（当該行政機関の所掌に関する事項を広く扱うものであって、1日の着信件数が500件程度以上（通常時）のものに限る。以下同じ。）の指揮監督の経験を5年以上有する者とする」と修正します。 *No. 1.6.1 関連																
175	493頁	別紙 10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 5. 電話交換取扱業務	実施副責任者の要件について緩和願えませんでしょうか。（再掲）	業務が専門的であり、要件を満たせる人材が少ないことが予想されるため。（再掲）	御意見を踏まえ、別紙10表中「実施副責任者」の必要な資格・実務経験等の欄についても「当省と同規模の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関（地方公共団体を含む。）のコールセンターの指揮監督の経験を3年以上有する者又は実施者としての経験を5年以上有する者とする」と修正します。 *No. 1.6.2 関連																
176	全体	仕様書全体	予め入室禁止時間がある部屋が判明している場合には、該当の部屋と時間を教えてください。	各種保守点検や清掃実施可能時間を把握するため。 また、応募する会社によって当該条件が統一されずに構築する場合、夜間作業や休日作業の見込みに差異が生じるため。	契約締結後に協議とします。																